

津久井地域における 汚水処理方法の見直しについて

【説明内容】

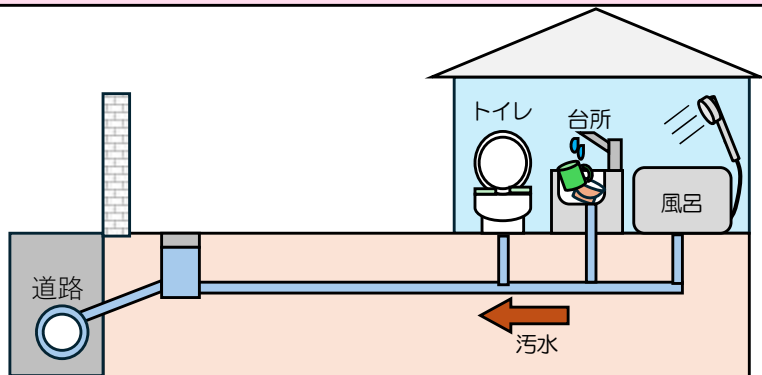
- 1 本市の汚水処理方法の現状と課題
- 2 神奈川県の見直し
- 3 本市の見直し
- 4 対象エリアについて
- 5 対象の方と対象外の方について
- 6 施策の内容
- 7 使用料
- 8 今後のスケジュール

令和8年 7月
下水道経営課
下水道料金課
津久井下水道事務所



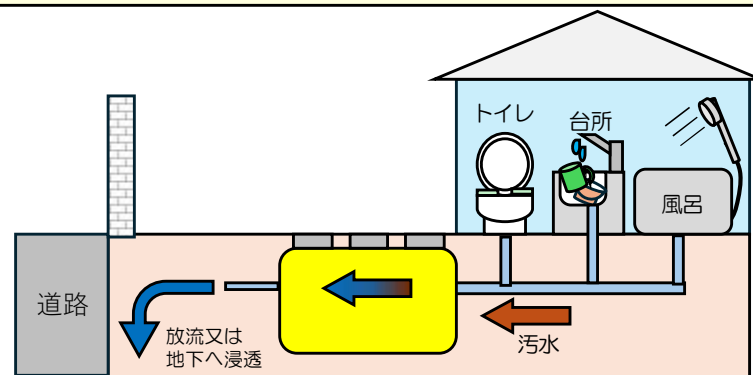
1. 本市の汚水処理方法の現状と課題

①公共下水道【市管理】



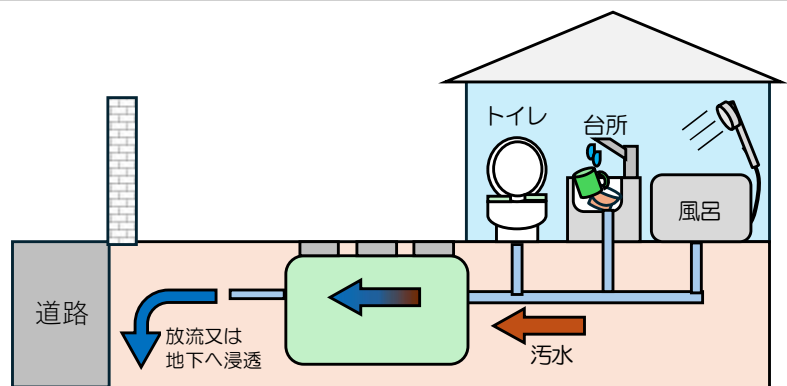
- ・ダム集水域を含め、人口密集地域などで採用
- ・汚水は市の公共下水道から、県の流域下水道を経て、茅ヶ崎市内の柳島水再生センターで処理

②高度処理型浄化槽【市管理】



- ・ダム集水域で採用
- ・アオコの原因となる窒素・リンの除去機能あり

③合併処理浄化槽【個人管理】



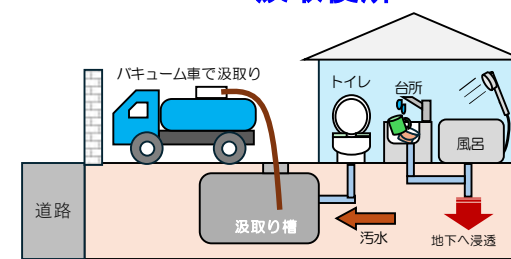
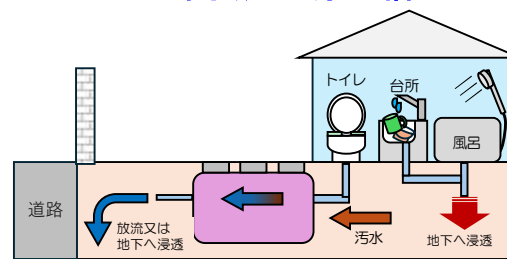
- ・リンの除去機能はないが、適切に処理
- ・トイレ、風呂等の汚水を合わせて浄化槽で処理

④単独処理浄化槽・汲取便所【個人管理】

本市のダム集水域の約24%

単独処理浄化槽

汲取便所



- ・トイレの汚水のみ対応
- ・風呂等の汚水は未処理
- ・平成13年度以降、単独処理浄化槽の新設は不可²

➡ **処理方法の変更が必要**

1. 本市の汚水処理方法の現状と課題

- ダム集水域では**公共下水道**と**高度処理型浄化槽**の整備による汚水処理を行っています
- ダム集水域における**生活排水処理率が約76%**と低いです

※生活排水処理率：①公共下水道②高度処理型浄化槽③合併処理浄化槽でトイレ排水と生活雑排水を処理している世帯の率

生活排水処理率：

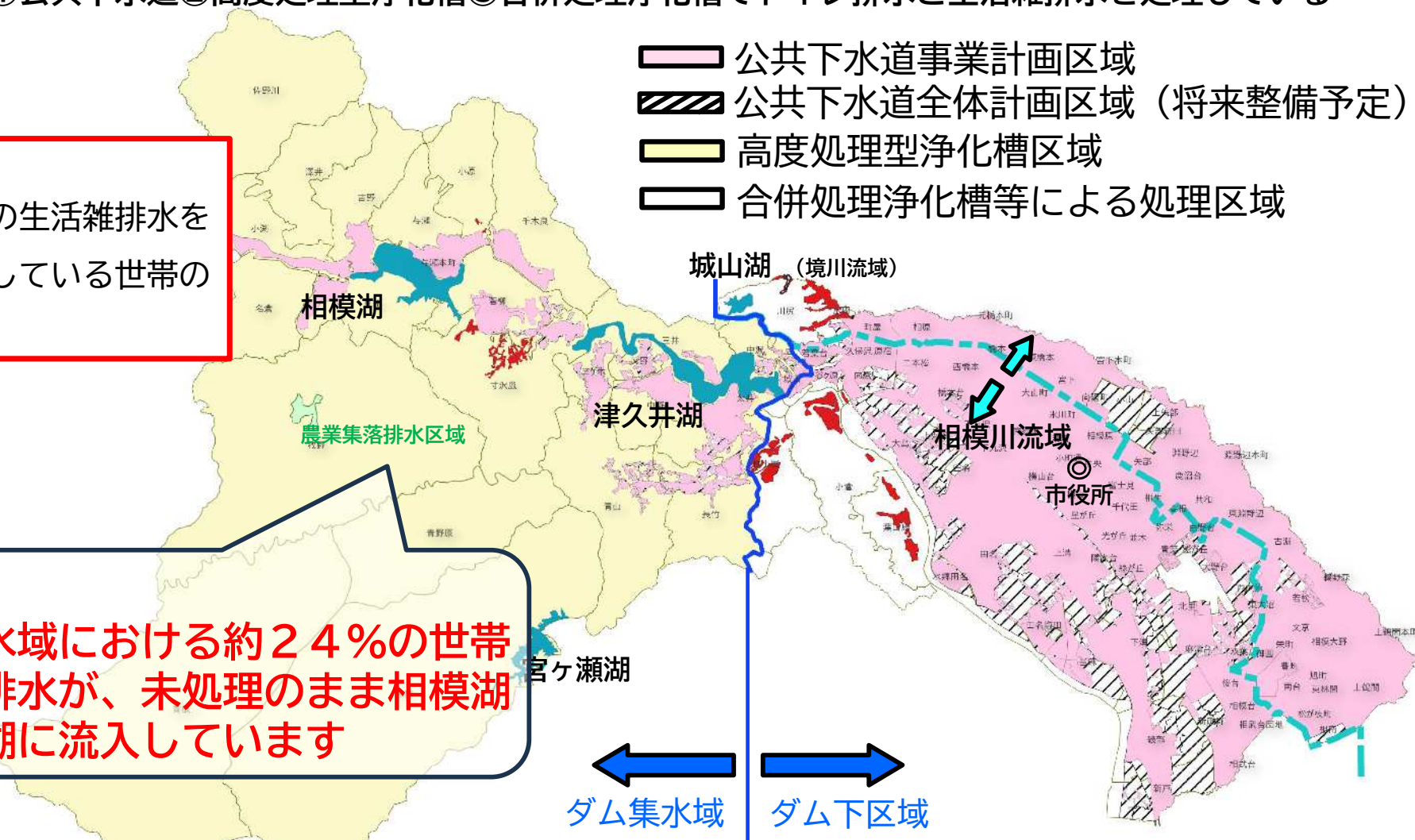
風呂や流し場等からの生活雑排水を適切に処理して放流している世帯の割合のこと

- 公共下水道事業計画区域
- 公共下水道全体計画区域（将来整備予定）
- 高度処理型浄化槽区域
- 合併処理浄化槽等による処理区域

【課題】

ダム集水域における約24%の世帯の生活雑排水が、未処理のまま相模湖・津久井湖に流入しています

（家庭からの排水がダムに流入する区域（公共下水道を除く））



2. 神奈川県の見直し

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」 (平成19年度～令和8年度)

- 県民の水がめである相模湖・津久井湖において**アオコが異常発生**
(生活雑排水等がダム湖や河川に流入 ⇒ 生活排水処理率の向上が必要)

⇒ 公共下水道整備への支援 (生活雑排水を湖へ流入させない)
高度処理型浄化槽整備への支援 (リンを除去し湖へ流入させない)



評価等

水質改善に一定の効果があった
しかし、生活雑排水が未だに流入
⇒引き続き生活排水処理対策の支援は必要

リンの濃度が高いのは湧水などの
自然由来であることが判明
⇒高度処理浄化槽整備への支援は不要

「かながわ水源環境保全・再生基本計画」 (令和9年度～令和28年度)

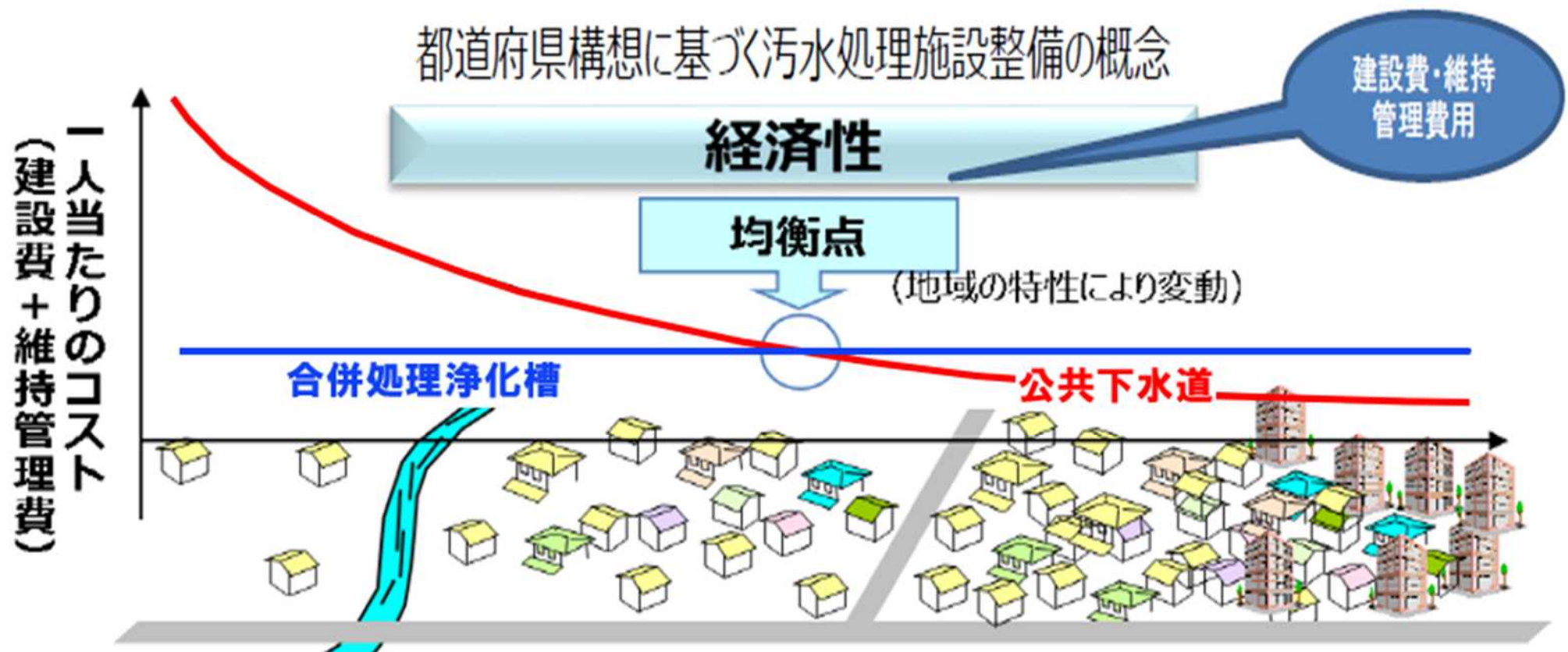
- ① 高度処理型浄化槽の整備に対する支援は廃止
(リンは自然由来であるため)
- ② 単独処理浄化槽・汲取便所から合併処理浄化槽へ更新する場合の支援策を拡充
(生活排水処理率を向上させるため)
- ③ 整備中の地域の公共下水道整備事業は支援するが、他の地域は支援を廃止
(今後の人口減少を見据えた公共下水道整備の費用対効果が低い)

3. 本市の計画の見直し

公共下水道との経済比較（※）の対象が高度処理型浄化槽から合併処理浄化槽への変更

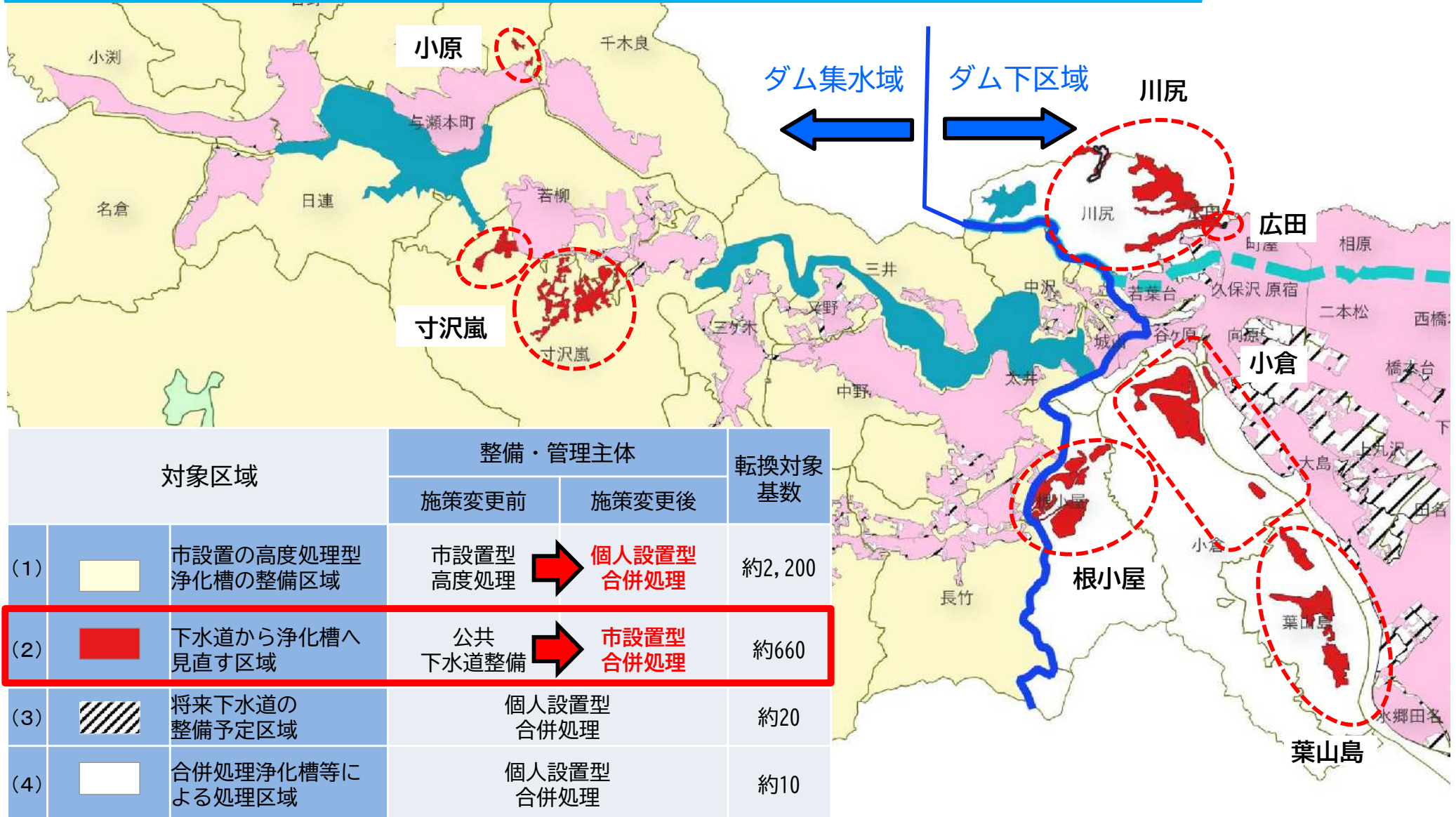
⇒ 検討した公共下水道区域の一部を除き、**合併処理浄化槽の区域へ変更**

※持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月 国土交通省・農林水産省・環境省）



4. 対象エリアについて

公共下水道区域の見直し区域（川尻の一部、広田の一部を除く）



5. 対象の方と対象外の方について

○公共下水道（未整備区域）から**合併処理浄化槽に切り替わる区域**
（緑区小原、寸沢嵐、根小屋、小倉、葉山島、川尻の一部、広田の一部）

対象の方（パターン①）

○現在、**単独処理浄化槽・汲取便所の方**
⇒ 市が整備・維持管理を行う**市設置型**とします
（受益者は建設費の一部負担）



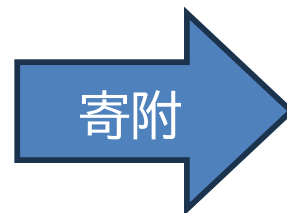
整備・維持管理

対象の方（パターン②）

○**個人設置した合併処理浄化槽の方**
⇒ 一定の条件を満たすものについては、**寄附を受けて市で維持管理すること**も可能とします



書類等の提出

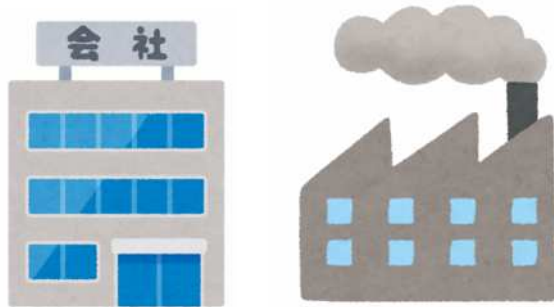


維持管理

5. 対象の方と対象外の方について

対象者外の方

○事業者や資材置場の浄化槽を整備しようとする方

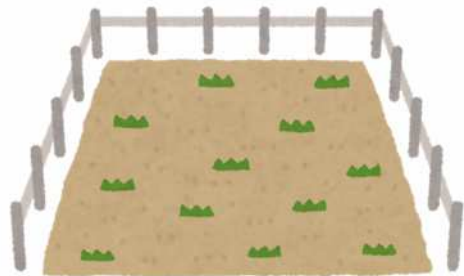


事業者



資材置場

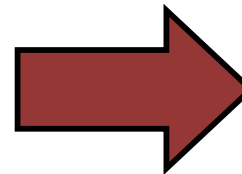
○更地から新築を建てようとする方や建て替えをする方



更地



建て替え

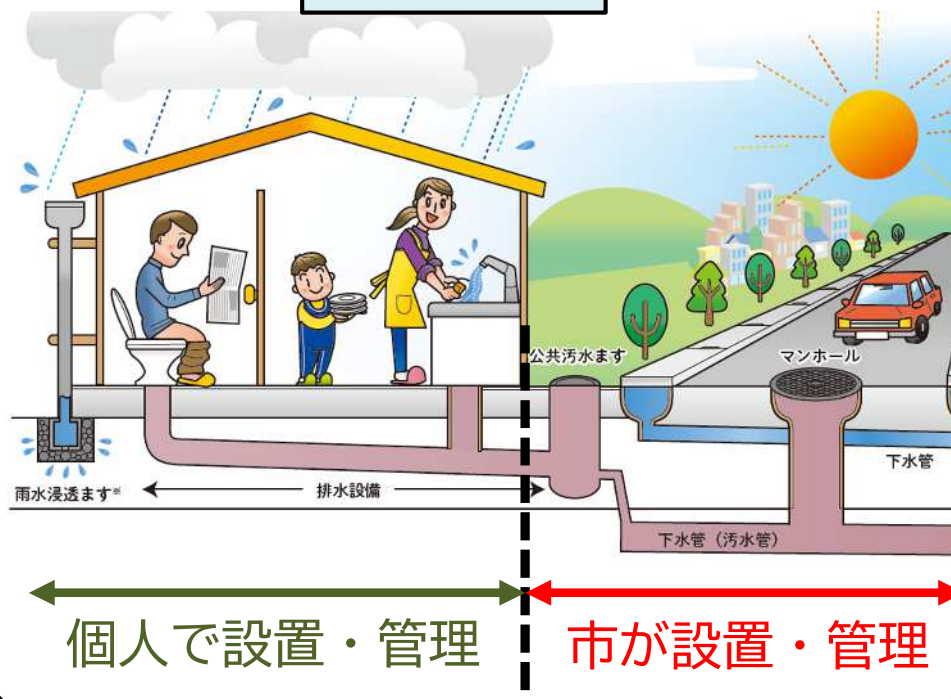


新築

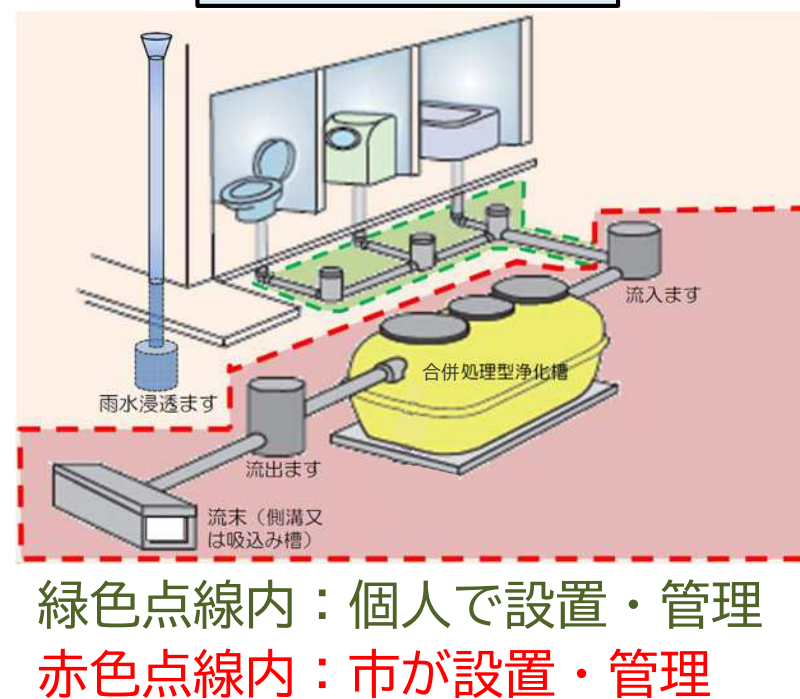
6. 施策の内容

公共下水道と合併処理浄化槽の処理方法と維持管理

公共下水道



合併処理浄化槽

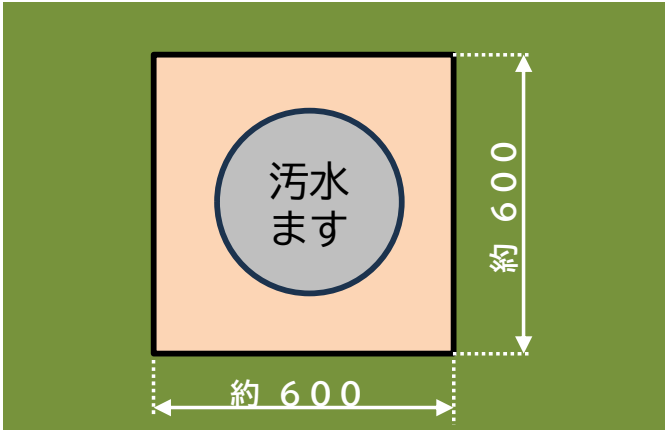
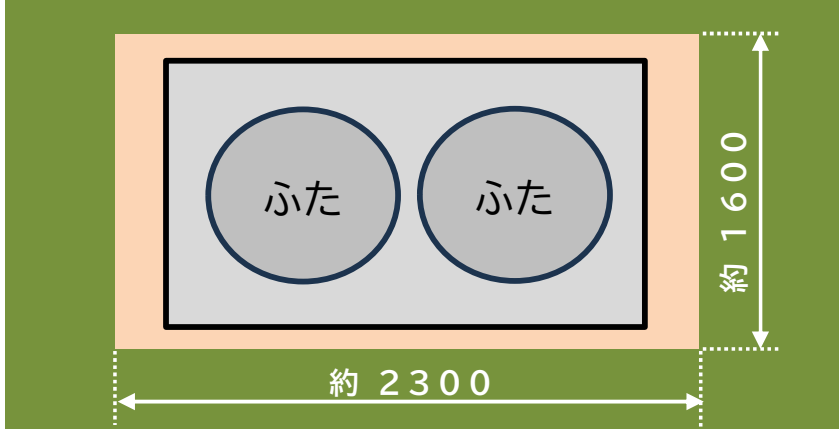
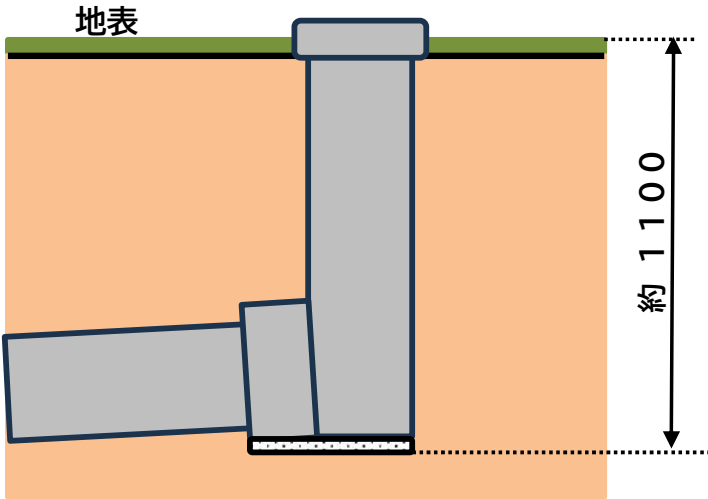
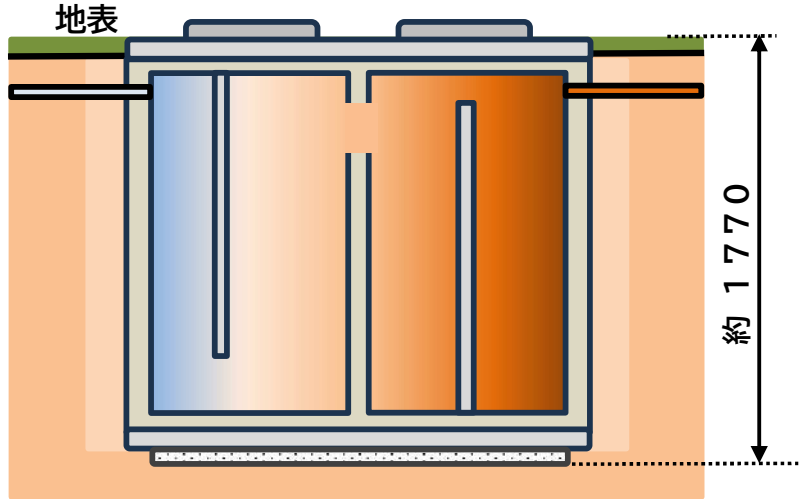


- ・各戸で定期的な点検や清掃の必要がないため、維持管理が容易に行えます
- ・公共汚水ますの設置面積が小さいです
- ・災害時に広範囲で使用できなくなる恐れがあります

- ・各戸ごとで汚水処理ができるため、災害時に強いです
- ・市管理の場合、市が定期的な点検や清掃等を行うため、皆様の負担軽減や良好な状態を維持できます

6. 施策の内容

公共污水ますと合併処理浄化槽の設置に必要なスペース

	公共污水ます（単位：mm）	合併処理浄化槽（単位：mm）
掘削 平面図		
掘削 縦断図		

6. 施策の内容

浄化槽の寄附を受ける条件について

- ①一般家庭の浄化槽であること
(事業所、単独処理浄化槽、汲み取り槽は除く)
- ②法定点検、保守点検、清掃を適切に行っていること
- ③浄化槽の故障箇所がないこと
(修繕が完了していること)
- ④浄化槽が市で維持管理できる場所・構造となっていること



6. 施策の内容

受益者分担金について

人槽	金額
5人槽	83,700円
6人槽及び7人槽	104,300円
8人槽及び10人槽	137,500円

※分担金を3年に分割して徴収となります。一括納付の場合は、前納報奨金制度があります

2ヶ月当たりの使用料表について（一部抜粋）

基本額（税抜）		加算額（税抜）	
排水量	使用料	排水量	使用料（1 m ³ あたり）
16 m ³ 以下の分	1,372円	17 m ³ ～30 m ³ の分	95円
		31 m ³ ～40 m ³ の分	100円
		41 m ³ ～60 m ³ の分	116円
		61 m ³ ～100 m ³ の分	126円
		101 m ³ ～200 m ³ の分	153円

7. 使用料

使用料について（一般的なご家庭の標準的な金額）

下水道には排出用の測るメータがないため、

「上水道の使用量＝下水道への排出量」として下水道の排出量を算出しております

※本市は2カ月分をまとめて請求します

計算方法の例) 2人世帯の場合 (約 18m^3 /1ヶ月)

$18\text{m}^3 \times 2\text{ヶ月分} = 36\text{m}^3$ (排水量)

ここから12ページに記載してある使用料表を使い計算します



○基本料 (～ 16m^3)

1,372円

○加算額 (16m^3 ～)

$95\text{円} \times (30 - 16)\text{m}^3 + 100\text{円} \times (36 - 30)\text{m}^3 =$ 1,930円

○合計額

1,372円 (基本料) + 1,930円 (加算額) = 3,302円 (税抜)



3,302円 (合計額) $\times$ $\overset{\text{消費税}}{1.1} =$ 3,632円 (税込)

【1円未満の端数は切り捨て】

2ヶ月分の支払額は3,632円 (税込) となります

7. 使用料

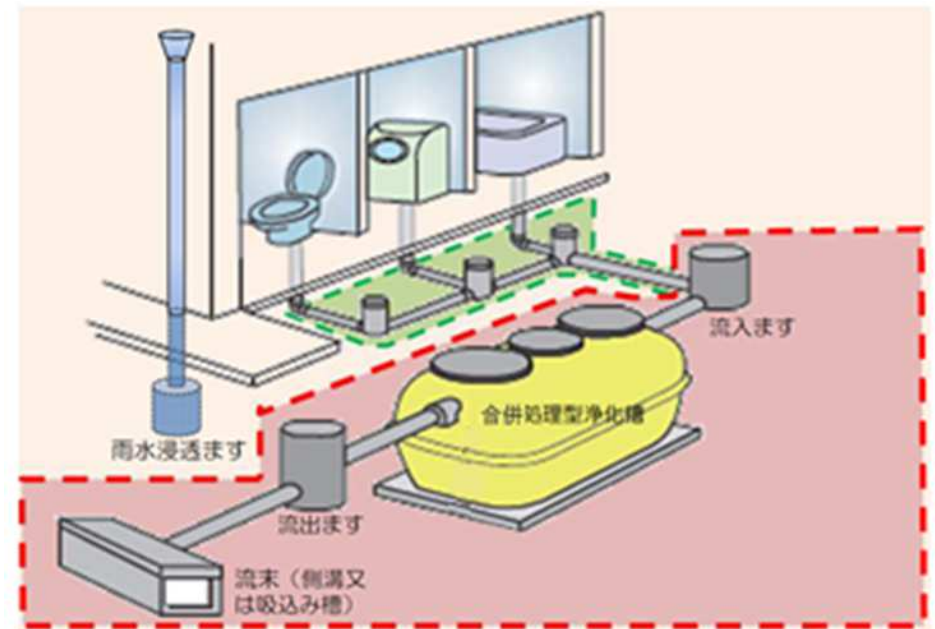
使用者に支払いが発生するもの

○単独処理浄化槽・汲取便所から合併浄化槽に転換する方

- ①受益者分担金
- ②排水設備工事費用（流入ます接続まで）
- ③浄化槽使用料（使用水量に応じた）
- ④電気設備工事費用（必要な方のみ）
- ⑤電気代

○寄附の方

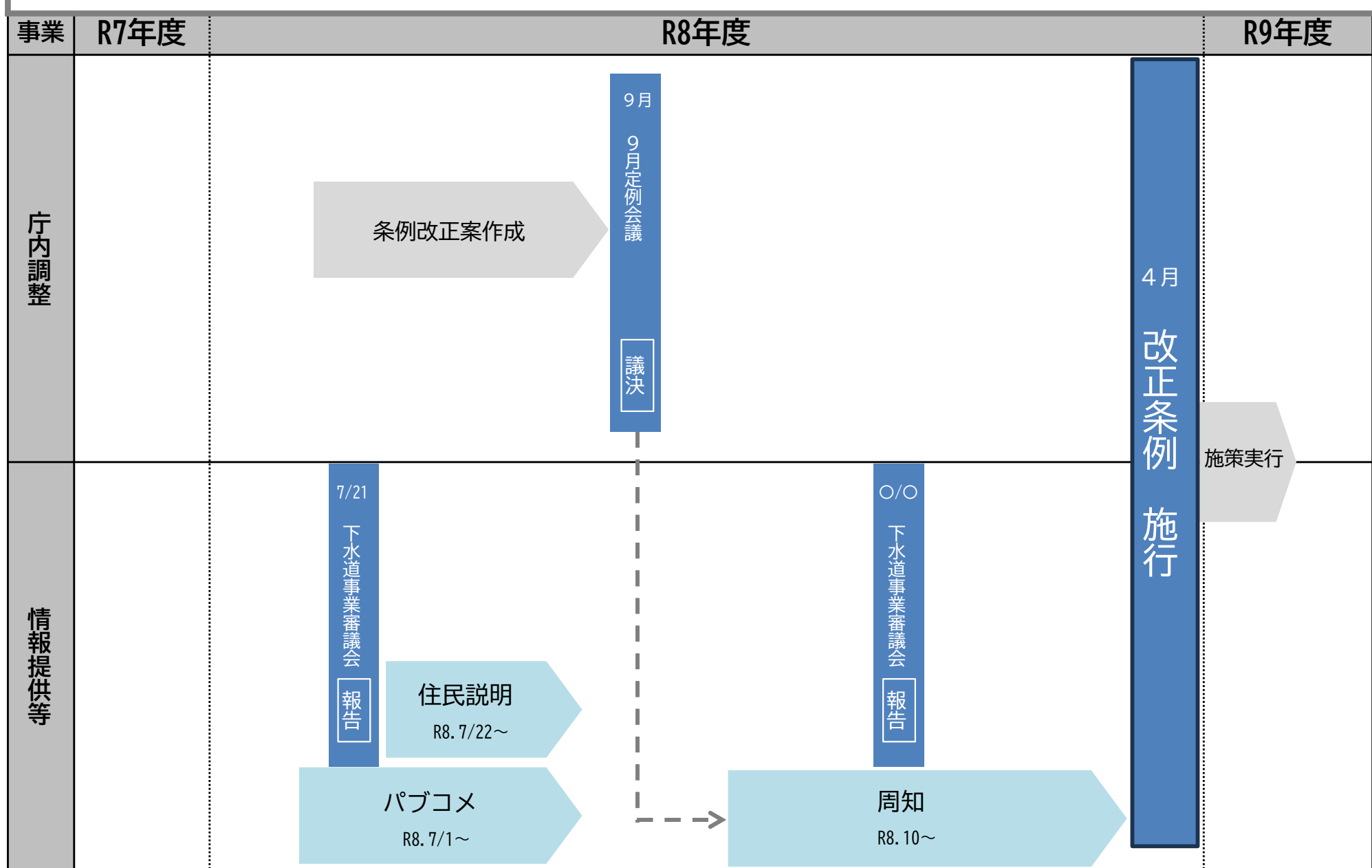
- ①浄化槽使用料（使用水量に応じた）
- ②電気代



緑色点線内:個人で設置・管理

赤色点線内:市が設置・管理

8. 今後のスケジュール



8. 今後のスケジュール

個別相談会について

個別でお話を聞きたい方は別途予約の上で、対応が可能です

<予約方法>

- ・インターネット（市HPから予約可能）
- ・電話（公共下水道：下水道経営課 042-707-1840）
（浄化槽：津久井下水道事務所 042-780-1410）

<開催日時・開催場所>

○8月4日（火）～8月8日（土）【9：30～16：00（1回30分程度）】

- ・津久井総合事務所
- ・相模湖総合事務所

○8月10日（月）～8月14日（金）【9：30～16：00（1回30分程度）】

- ・城山総合事務所
- ・藤野総合事務所

<申込期限>

開催日の3営業日前

